

# 令和8年度 中島中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」の第13条に、学校はいじめ防止等のための基本方針を定めることとされています。本校では、羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例(令和4年4月1日実施)をふまえ、いじめ防止基本方針について定めます。中島中学校では、かねてよりいじめ問題については「命に関わる問題」であるとの認識の元、いじめの未然防止や早期発見のために具体的な取組を進めてきました。こうした経緯を踏まえつつ、法に基づき「中島中学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題等に対する方針や具体的な対応策を示すこととしました。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第1章 第2条)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する市立学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本認識

本校では、いじめについて以下の認識に基づき、教育活動全体を通じていじめ対策を行います。

- ・ いじめは生徒の命に関わる問題であり、人権を侵害する行為である。
- ・ いじめは人間として絶対許されない行為である。
- ・ いじめはどの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得る。
- ・ いじめは見ようと思っただけで見ないと見つけにくい。
- ・ いじめは早期の解決を図るとともに、真の解決には、学校・保護者による継続的な見守りが必要である。

### (3) 学校としての構え

本校では、いじめ問題に対して次のような構えで指導を行います。

- ・ 「いじめられた生徒を守りきる」という構えを根本において問題に対応します。
- ・ 「いじめは人間として絶対許されない行為である」ことを、学校の教育活動全体を通じて生徒に理解させるとともに、管理職を始め全教職員が共通認識・同一歩調で指導に当たります。
- ・ いじめは学校における危機管理の問題であるとの認識の元、未然防止のための具体的な施策、早期発見・早期対応のための組織的な動きと適切な指導を徹底します。
- ・ 「いじめを生まない学校づくり」のために、学級経営や教科指導の充実を図ると共に、中学生らしい正義感や自治意識を高め、生徒自らが解決のために行動できる力を培う教育を行います。
- ・ いじめへの適切な対応ができるよう、教職員相互や保護者との間での開かれた関係を構築し、生徒の「安心・安全な学校生活」を保護者とともに構築します。

## 2 いじめ未然防止のための取組

### <5本柱>

- ◇生徒のストレス（ストレスをもたらす要因）を減らす指導の実践。
- ◇生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、どの生徒にも居場所がある学校づくり。
- ◇生徒に望ましい人間関係づくりの基本的な資質や能力を培う指導。  
(生徒会活動の活性化、人権教育など)
- ◇いじめへの高いアンテナを持った教職員集団になるための研修と組織的な対応。
- ◇「中島中学校 生徒指導の構え」の徹底した実践と保護者との信頼関係構築。

- ・ 生徒のよさを認め、価値付ける指導
- ・ 大人が許されないことは、中学生も許されないとの毅然とした姿勢
- ・ 生徒一人一人を全職員で育てる意識

### <具体的な取組>

#### 【授業】

- ・ 「分かったつもり」「分かっただろう」で終わらない授業を行います。
- ・ どの生徒にも、「学び合える」関係に基づく「学び合い」授業を実践します。
- ・ 生徒一人一人の実態把握に基づく個別の指導を充実し、確かな学力を培います。

#### 【学級経営】

- ・ どの生徒も充実感と自己有用感がもてるように、組織的な学級活動を充実させます。
- ・ 学級の課題を見つめ話し合い共に解決する、自浄力の高い学級集団づくりをします。
- ・ 道徳の授業やよさ見つけ、社会の課題に目を向ける総合的な学習などについて工夫します。

#### 【生徒会活動など】

- ・ 「中島中学校人権宣言」に基づく互いの人権を尊重し合える学校づくりをします。
- ・ 常に改善・創造し、意味ある活動を意味ある方法で取り組む生徒会の諸活動を充実します。
- ・ 目標のために、困難さを共に乗り越え充実感を共有し合える部活動にします。
- ・ 教師と生徒が一体となって中島中学校の教育目標に迫る全校行事を行います。

#### 【独自の指導内容】

- ・ いじめ問題や SNS の利用などに関する個別・具体的な指導を実施します。
- ・ 教育相談日、「心と体の健康アンケート」などの効果的な取組を工夫します。
- ・ 人権デーを月一回設定し、人権についての基本的な考え方を学ぶとともに、自分たちの生活の中から問題点をピックアップして、学級や学年で話し合いのテーマとしたり、全校の「ひびきあい集会」で自分たちの生活を向上させるための意見を、全員が発言する機会を設けたりします。

#### 【教職員の体制】

- ・ 「生徒に付く」「生徒のために」という指導スタンスで先生と生徒の信頼関係を築きます。
- ・ 「足を運び」「声を聞き」「悩みを共感する」ことによる保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・ カウンセリングスキルなどを向上させ、「生徒の心に届く言葉」がかけられる指導力を持ちます。（相談室登校の生徒へ全職員が関わることによる、個に応じた指導スキル向上）

### 3 いじめの早期発見・早期対応の取組

#### 【教職員の体制】（再掲）

- ・ 「生徒に付く」「生徒のために」という指導スタンスで先生と生徒の信頼関係を築きます。
- ・ 「足を運び」「声を聞き」「悩みを共感する」ことによる保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・ カウンセリングスキルなどを向上させ、「生徒の心に届く言葉」がかけられる指導力を持ちます。（相談室登校の生徒へ全職員が関わることによる、個に応じた指導スキル向上）

#### 【定期的な学校の施策】

- ・ 「心と体の健康アンケート」の月1回の実施と週1回の教育相談日の設定を継続します。
- ・ 学年会、教科担任会などによる情報の共有と生徒のことが常に話題になる職員室にします。
- ・ 5月、10月、1月（いじめ発生率が高い）にいじめ発見強化週間を設定します。

#### 【教職員の研修】

- ・ 4月、9月、1月に管理職によるいじめについての研修（啓発資料の活用）を行います。
- ・ 職員会での「いじめ発見チェック」を実施します。
- ・ SCによるカウンセリング技能向上研修を行います。

#### 【保護者との連携】

- ・ PTA総会、PTA役員会、部活動育成会総会などを通して、学校のいじめに対する構えを説明し協力を依頼します。
- ・ 授業参観や学級・学年懇談会において、いじめに関する情報交流や研修を実施します。
- ・ いじめ発生に伴う当事者間の「確認の会」「謝罪の会」の実施や協力を要請します。

#### 【地域・関係機関等の協力・連携】

- ・ 地域行事やボランティアでの生徒の活動の見守りと異変の発見連絡をお願いします。
- ・ 自治会組織の会における管理職からの現状報告と早期発見・対応協力をお願いします。
- ・ 羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例に則り、学校及び教職員の責務を誠実に遂行するとともに、教育委員会からの指導を受け、いじめ問題への適切な対応をします。
- ・ 中央子ども相談センター、警察署並びに、民生児童委員、学校運営協議会委員とも密接に連携し、情報連携・行動連携を推進します。

#### 【再発防止】

いじめが発生する可能性は否定できないことを前提に、再発防止のための対応を備える必要があります。そこで、次の取組を行います。

- ・ いじめ検証委員会の開催
- ・ 臨時職員会、臨時PTA役員会等における情報共有と今後の対応策の協議

### 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

「法」第22条に則り、「中島中学校いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」）を設置します。

#### 【協議内容】

- ・ 「中島中学校 いじめ防止基本方針」の協議と承認
- ・ いじめ未然防止、早期発見・対応策についての検証と改善（アンケートの実施）
- ・ いじめ事案発生時における対応についての協議と専門委員からの助言
- ・ 重大事案についての調査、または「条例」による羽島市いじめ防止専門委員会との連携

#### 【構成委員】

学校関係者：校長、教頭、総括生徒指導主事、生徒指導主事、教育相談主任、  
いじめ不登校対策専門員

外部関係者：PTA会長、SC、学校運営協議会代表、民生児童委員、人権擁護委員

## 5 いじめ対応に関する年間計画

※ 「中島中学校いじめ防止基本方針」は、以下「基本方針」で表記

※ 「心と体の健康アンケート」には、いじめに関する項目を必置（記名式）

	校内における取組	外部との連携、対策委員会関係
4月	※「心と体の健康アンケート」と「人権の日」を毎月実施 ※教育相談の日を必要に応じて実施 ・職員会で「基本方針」確認 ・いじめに関する職員研修	・PTA総会、部活動育成会総会で「基本方針」を説明
5月	・QU検査実施 ・技術・家庭科：情報モラルについて	・PTA役員会で現状報告
6月	・生徒向け情報モラル講習 ・「校内委員会」①開催	・学校運営協議会で現状報告 ・民生児童委員との懇談会
7月	・第1回学校評価アンケート ・学習支援活動、生徒会ボランティア活動	・第1回学校評価アンケート ・個人懇談での聞き取り
8月	・カウンセリング研修、QU研修（教員） ・人権教育、情報モラル指導の研修（教員）	
9月	・学校評価アンケートの結果公表 ・いじめチェック（教員）	・PTA役員会で現状報告 ・情報モラルについての講話
10月	・道徳：情報モラルについて ・いじめ等に関する生徒との意見交換会 ・保健体育科：情報モラルについて	・第1回「委員会」開催
11月	・「ひびきあいの日」の取組 ・「校内委員会」②開催	・学校運営協議会で現状報告
12月	・「ひびきあい集会」、生徒会ボランティア活動 ・教育活動評価（教員） ・第2回学校評価アンケート	・第2回学校評価アンケート ・個人懇談での聞き取り
1～3月	・アンケート等を踏まえた年間の取組反省と次年度の計画 ・技術・家庭科：情報モラルについて ・学校評価アンケートの結果公表	・学校運営協議会で今年度の反省と来年度の指導計画審議

## 6 いじめの問題発生時の対応

### （1）初期対応

#### ①『いじめ防止対策委員会』の設置

いじめ対策委員会を設置し、解決に向けた対応及び指導の見通しを立て、組織的に対応します。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年代表、特別支援教育コーディネーター

学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員から状況に応じて依頼する。

## ②対応の重点

- ・いじめがあるのではないかと思ったら、特定の教職員で抱え込まず、すぐに情報を共有し、丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめがあると確認できた、あるいはいじめではないかと疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いのある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保することを第一に考えます。その後、複数の教職員や関係者で情報を集め、素早く対応します。
- ・いじめの事実がある場合、いじめた生徒といじめられた生徒の両方の保護者に事実を伝え、保護者と協力して生徒の指導にあたります。また、教育委員会に事実と指導の方向を報告します。
- ・保護者と協力して指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自分がしたことを心から反省する指導を行います。
- ・いじめに関わった全ての生徒について、保護者と連絡を取り合っ、学校と家庭で協力して注意深く見守り、安心して学校生活を送れるようになるまで指導を続けます。そして、同じことが二度と繰り返されないように、二次被害や再発防止に向けた取組を継続的に行います。

### 【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた生徒のケア（必要に応じて外部の専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた生徒への指導（背景を十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた生徒及び保護者からの謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な指導

## （２）「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、インターネットを通じた事案で不特定多数に広がる可能性が認められるときについては、以下の対応を行います。

### 【主な対応】

- ・羽島市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、学校いじめ防止等対策推進会議を機能させ、事実関係を明確にするための調査にあたります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、羽島市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに羽島警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求めます。

- ・いかなる場合においても、本校全ての生徒及び保護者の人権を守ることに、第一に優先させます。

### (3) 事後の対応（継続的な指導）

- ・いじめの事案が解決した後も、再発したり新たないじめが起こったりする可能性があることを想定し、事後の見守りを継続的に行います。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保に努めます。また、いじめたとされた生徒が逆に周りから疎外される可能性もあるため、双方の状況を見守ります。
- ・生徒の状況に応じて、スクールカウンセラー等による相談活動を行います。

### (4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、(1)被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)がやんでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月間)。(2)被害者本人への面談や保護者への連絡・確認などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること。ただし、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発することは十分にあり得るので、当該いじめに関わった生徒たちについて日常的に注意深く観察する。

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報等の取り扱い

いじめによる重大事態に発展した場合に、調査資料として重要になることから、アンケート調査等の結果は5年間保存します。